

分野	12	通番	1
法律名	農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第6項	iii	
第10条	第1項	iii	
第10条	第3項	iii	
第10条	第5項	iii	
第10条	第6項	iii	
第10条	第7項	iii	
第10条の2	第2項	×	
第11条			公職選挙法の準用
第12条		×	
第13条			地方自治法の準用
第14条	第2項	iii	
第14条	第5項	iii	
第14条	第6項		公職選挙法の準用
第22条	第4項		準用規定
第24条	第2項		準用規定
第27条		iii	
第29条	第2項	ア	
第35条	第2項	iii	

分野	12	通番	2
法律名	有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第2項	×	

分野	12	通番	3
法律名	農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第5項	×	
第7条	第6項	×	
第7条	第7項	×	
第7条	第8項	×	
第9条		×	

分野	12	通番	4
法律名	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第3条	第4項	×	
第4条	第3項	×	
第5条	第3項		準用規定

分野	12	通番	5
法律名	農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第1項	×	
第8条		×	
第11条		×	
第16条	第1項	ii	

分野	12	通番	6
法律名	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第3条	第4項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第5項		準用規定
第5条	第2項	×	
第5条	第4項	×	
第15条	第4項	×	
第18条	第2項	×	

分野	12	通番	7
法律名	農業近代化資金融通法(昭和三十六年法律第二百二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条		ii	

分野	12	通番	8
法律名	農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条	第1項	×		
第2条	第2項	×		
第7条		ii		

分野	12	通番	9
法律名	農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条の3	2項	×	
第5条の3	3項	×	
第5条の3	4項	×	

分野	12	通番	10
法律名	特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第5項	×	
第4条	第3項		準用規定

分野	12	通番	11
法律名	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第2項	×		
第4条	第3項	×		
第4条	第5項	×		
第4条	第6項	iv	g	
第4条	第7項	×		
第5条	第1項	×		
第7条	第1項	×		
第8条	第1項	×		
第8条	第2項	i		
第8条	第3項	i		
第8条	第4項	×		
第8条	第5項	×		
第9条	第1項	i		
第9条	第2項	×		

分野	12	通番	12
法律名	農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	×	
第4条	第3項	×	
第5条	第2項	×	
第5条	第3項		準用規定
第82条	第2項	ア	
第82条	第3項	ア	
第82条	第4項	ア	
第82条	第5項	i	

分野	12	通番	13
法律名	市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第3条	第4項	×	
第3条	第5項	×	
第3条	第6項	×	
第4条	第2項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第4項	×	
第4条	第5項		準用規定
第5条	第2項	i	
第5条	第3項	i	
第6条			農業振興地域の整備に関する法律、土地改良法の準用
第7条	第3項	×	
第7条	第4項	×	
第7条	第6項		準用規定
第12条	第2項	×	

分野	12	通番	14
法律名	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条	第3項	ア		第87条の3第3項で準用
第6条	第3項	ア		
第6条	第4項	ア		
第6条	第5項	ア		
第7条	第6項	×		
第8条	第1項	i		
第8条	第2項	×		
第8条	第3項	×		
第8条	第4項	i		
第8条	第5項	i		
第8条	第6項	i		
第9条	第2項	ア		
第9条	第3項			行政不服審査法の準用
第9条	第4項	ア		
第10条	第1項	i		
第10条	第3項	i		
第18条	第17項	×		
第24条	第2項	×		
第30条	第3項	i		
第30条	第5項			準用規定
第39条	第4項	ア		
第39条	第6項	iv	e	
第41条	第4項	ア		
第47条	第2項			準用規定
第48条	第8項			準用規定
第48条	第9項			準用規定
第48条	第11項	i		
第52条	第9項			準用規定
第52条の2	第1項	i		
第52条の2	第2項	i		
第52条の2	第3項	iv	e	
第52条の2	第4項			準用規定
第52条の3	第2項			準用規定
第52条の4	第1項	i		
第53条の4	第2項			準用規定

分野	12	通番	14
法律名	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第54条	第4項	i	
第54条	第5項	×	
第54条	第6項	×	
第56条	第5項		準用規定
第57条の2	第4項	×	
第57条の5	第1項	×	
第57条の8	第1項		準用規定
第67条	第3項	i	
第68条	第2項		準用規定
第72条	第3項	i	
第72条	第5項		準用規定
第84条			準用規定
第85条	第4項		準用規定
第85条の2	第2項	i	
第85条の2	第3項	i	
第85条の2	第4項		準用規定
第85条の2	第5項		準用規定
第85条の2	第7項	×	
第85条の2	第9項		準用規定
第85条の2	第10項	×	
第85条の3	第9項		準用規定
第85条の4	第2項	×	
第85条の4	第3項		準用規定
第85条の4	第4項	×	
第86条	第1項	i	
第86条	第2項	×	
第87条	第1項	i	
第87条	第2項		準用規定
第87条	第3項	×	
第87条	第4項	×	
第87条	第5項	ア	
第87条	第6項	ア	
第87条	第7項	ア	
第87条	第8項	ア	
第87条の2	第2項	×	

分野	12	通番	14
法律名	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第87条の2	第3項	i	
第87条の2	第6項	×	
第87条の2	第7項	×	
第87条の2	第8項	×	
第87条の2	第10項		準用規定
第87条の3	第1項	i	
第87条の3	第2項	i	
第87条の3	第4項	×	
第87条の3	第5項	×	
第87条の3	第6項		準用規定
第87条の3	第7項	×	
第87条の3	第10項		準用規定
第87条の3	第11項	×	
第87条の3	第12項	i	
第87条の3	第13項		準用規定
第87条の3	第15項		準用規定
第89条の2	第1項	i	
第89条の2	第2項		準用規定
第89条の2	第3項		準用規定
第89条の2	第4項		準用規定
第89条の2	第5項		準用規定
第89条の2	第8項		準用規定
第89条の2	第9項	i	
第89条の2	第10項		準用規定
第89条の2	第11項	i	
第89条の3	第5項		国税通則法の準用
第90条	第11項	ア	
第90条	第12項	ア	
第90条の2	第5項		準用規定
第90条の2	第7項		準用規定
第90条の2	第8項		準用規定
第91条	第4項		準用規定
第91条	第6項		準用規定
第91条の2	第6項		準用規定
第94条の6	第2項	×	第94条の10第2項で準用

分野	12	通番	14
法律名	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第95条	第3項			準用規定
第95条	第4項	i		
第95条の2	第3項			準用規定
第96条	第1項			準用規定
第96条の2	第1項	×		
第96条の2	第2項	i		
第96条の2	第3項	i		
第96条の2	第4項			準用規定
第96条の2	第5項			準用規定
第96条の2	第6項	×		
第96条の2	第7項	×		
第96条の3	第1項	×		
第96条の3	第2項	i		
第96条の3	第3項	i		
第96条の3	第4項			準用規定
第96条の3	第5項			準用規定
第96条の4	第1項			準用規定
第97条	第1項	i		
第97条	第3項	i		
第97条	第4項	×		
第97条	第6項	×		
第98条	第1項	ア		
第98条	第2項	×		
第98条	第4項	ア		
第98条	第6項	ア		
第98条	第7項			行政不服審査法の準用
第98条	第8項	i		
第98条	第9項	×		
第98条	第10項	i		
第98条	第11項	×		
第99条	第4項	iv	e	
第99条	第5項	ア		
第99条	第6項	×		
第99条	第8項	ア		
第99条	第9項			行政不服審査法の準用

分野	12	通番	14
法律名	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第99条	第10項	×	
第99条	第11項	ア	
第99条	第12項	i	
第100条	第2項		準用規定
第100条の2	第2項		準用規定
第101条	第1項	i	
第101条	第2項	i	
第102条	第1項	i	
第102条	第2項	i	
第102条	第3項	×	
第102条	第4項	i	
第103条	第1項	i	
第103条	第2項	i	
第103条	第3項	i	
第103条	第4項	i	
第104条	第1項	i	
第104条	第2項		準用規定
第105条	第1項	i	
第107条	第1項		準用規定
第108条	第1項	i	
第110条	第1項	i	
第111条	第1項		準用規定
第113条の2	第1項	×	
第113条の2	第2項	×	
第113条の2	第3項	×	
第118条	第4項	ア	
第118条	第5項	i	
第119条		i	
第120条		i	
第121条	第1項	i	
第122条	第1項	i	
第123条	第1項	×	
第125条の2		×	
第133条		i	

分野	12	通番	15
法律名	農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第4条	第3項	×	
第4条	第5項	×	
第4条	第7項	×	
第5条	第1項	×	
第5条	第3項		準用規定
第6条	第1項	×	
第6条	第2項	×	
第6条	第3項	×	
第6条	第4項	×	
第6条	第5項	×	
第6条	第6項	×	
第7条	第1項	×	
第7条	第2項		準用規定
第8条	第1項	×	
第8条	第2項	×	
第8条	第3項	×	
第8条	第4項	×	
第9条	第2項	×	
第10条	第1項	×	
第10条	第2項	×	
第10条	第3項	×	
第10条	第4項	×	
第10条	第5項	×	
第11条	第1項	×	
第11条	第4項	ア	
第11条	第6項	ア	
第11条	第7項		行政不服審査法の準用
第11条	第8項	ア	
第11条	第10項	ii	
第11条	第12項		準用規定
第12条	第1項	×	
第12条	第2項	×	
第12条の2	第1項	×	

分野	12	通番	15
法律名	農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第13条	第1項	×	
第13条	第2項	×	
第13条	第4項		準用規定
第13条の2	第3項	i	
第13条の2	第4項	i	
第13条の2	第5項	i	
第13条の3	第1項	i	
第13条の3	第2項	i	
第13条の3	第3項	i	
第13条の4	第2項	i	
第13条の4	第3項	i	
第13条の4	第4項		準用規定
第13条の5	第1項		土地改良法の準用
第15条	第2項	ア	
第15条	第3項	ア	
第15条	第4項	ア	
第15条の2	第3項	×	
第15条の2	第4項	×	
第15条の2	第6項	×	
第17条		×	
第18条		×	
第18条の4	第1項	×	
第18条の5	第1項	×	
第18条の5	第2項	×	
第18条の6	第2項		準用規定
第18条の8	第2項		準用規定
第18条の10	第2項	×	
第18条の11	第1項	×	
第18条の11	第2項	×	
第18条の12	第3項	×	

分野	12	通番	16
法律名	集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第4条	第3項	×		
第4条	第4項	iv	e	
第4条	第5項	×		
第4条	第7項	×		
第4条	第8項			準用規定
第5条	第2項	×		
第5条	第3項	×		
第5条	第4項	×		
第5条	第5項	×		
第5条	第6項	×		
第7条	第2項	×		
第7条	第3項	×		
第7条	第4項			農業振興地域の整備に関する法律の準用
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	×		
第11条	第2項	iv	g	
第11条	第3項	i		
第12条				農業振興地域の整備に関する法律の準用

分野	12	通番	17
法律名	農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第2項	×	
第6条	第4項	×	
第6条	第5項	×	
第6条	第7項	×	
第12条	第4項	×	
第12条の2	第3項		準用規定
第13条	第2項	×	
第13条の2	第2項	×	
第13条の2	第3項	ア	
第17条	第1項	×	
第17条	第2項	×	
第18条	第1項	×	
第18条	第2項	i	
第18条	第3項	i	
第18条	第5項	i	
第19条		i	
第23条	第3項	×	
第23条	第6項	×	
第23条	第8項	×	
第23条の2	第4項		準用規定
第27条	第1項	×	
第27条の2	第1項	×	
第27条の3	第2項	×	
第27条の12	第2項	ア	
第27条の12	第3項	ア	

分野	12	通番	18
法律名	地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	e	
第4条	第2項	iv	e	
第4条	第3項	×		
第4条	第4項			準用規定
第5条		×		
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		
第6条	第3項	×		
第6条	第4項	×		
第6条	第5項			準用規定
第7条	第1項	×		
第8条		×		
第9条	第1項	ア		
第9条	第2項	ア		

分野	12	通番	19
法律名	主要農作物種子法(昭和二十七年法律第百三十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第4条	第4項	×	
第4条	第5項	×	
第4条	第7項	ア	
第5条		ア	
第6条		×	
第7条	第1項	×	
第7条	第3項		準用規定
第8条		×	

分野	12	通番	20
法律名	果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条の3	第2項	×		
第2条の3	第3項	×		
第2条の3	第4項	×		
第2条の3	第5項	×		
第2条の4				準用規定
第4条		×		
第7条の2		×		

分野	12	通番	21
法律名	野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第1項	×		
第8条	第2項	×		
第8条	第3項	×		
第8条	第4項	×		
第9条	第1項	×		
第9条	第2項			準用規定

分野	12	通番	22
法律名	肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第29条	第4項	×	
第30条	第4項	×	
第30条	第6項	ア	
第30条	第7項	×	
第31条	第7項	×	
第33条	第1項	ア	
第33条	第2項	ア	
第34条	第3項	ア	
第35条	第2項	×	

分野	12	通番	23
法律名	農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条の3	第3項	ア	第14条第5項で準用
第13条	第3項	i	
第13条	第4項	ア	

分野	12	通番	24
法律名	植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第23条	第2項	vi		
第24条	第2項	vi		
第24条	第3項	vi		
第24条	第4項	×		
第24条	第5項	×		
第31条	第2項	vi		
第32条	第3項	×		
第33条	第2項			準用規定

分野	12	通番	25
法律名	農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第85条	第1項	×	第85条の7で準用
第85条	第2項	×	第85条の7で準用
第85条	第5項	×	第85条の7で準用
第85条	第8項	×	第85条の7及び第85条の8第3項で準用
第85条の3	第2項	×	
第85条の6	第2項	×	
第85条の8	第1項	×	
第85条の8	第2項	×	
第85条の9	第2項	×	
第85条の10	第1項	×	
第87条の2	第8項		地方自治法の準用
第93条	第3項	×	
第93条	第5項		準用規定
第111条の4		×	
第111条の7			準用規定
第120条の19	第2項	×	

分野	12	通番	26
法律名	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第2項	ア	

分野	12	通番	27
法律名	農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第11条の33	第3項	×	
第11条の39	第2項	×	
第11条の42		×	
第11条の46	第3項	×	
第11条の46	第4項	×	
第11条の46	第5項	×	
第11条の50	第2項		準用規定
第44条	第3項		準用規定
第60条	第1項	i	
第60条	第2項	i	
第61項	第1項	ア	
第61項	第4項	ア	
第64条	第3項		準用規定
第65条	第3項		準用規定
第70条	第2項		準用規定
第71条	第2項	i	
第72条の12の6		i	
第89条	第2項	i	
第94条	第1項	i	
第94条	第4項	×	
第94条の2	第4項	×	
第95条の4		×	

分野	12	通番	28
法律名	家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条の3	第2項	×	
第3条の3	第3項	×	
第3条の3	第4項	×	
第4条	第2項	vi	
第4条	第3項	vi	
第7条	第2項	×	
第8条	第2項	×	
第16条	第2項	イ	
第17条	第1項	イ	
第17条	第3項	ア	
第18条		ア	
第19条	第1項	イ	
第19条	第3項	ア	
第25条	第1項	×	
第26条	第1項	×	
第26条	第3項		準用規定
第31条		×	
第35条	第2項	ア	

分野	12	通番	29
法律名	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条の3	第2項	×	
第2条の3	第3項	×	
第2条の3	第4項		準用規定
第2条の3	第5項	×	
第2条の4	第2項	×	
第2条の4	第3項		準用規定
第2条の5		×	
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第4条	第2項		準用規定
第5条		×	
第7条	第2項	×	
第8条		×	
第10条	第2項	×	
第12条	第2項		準用規定
第20条		ア	
第21条	第1項	ア	
第22条		ア	
第24条	第3項	ア	
第25条	第2項	ア	

分野	12	通番	30
法律名	養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	ア		
第7条	第4項	×		
第7条	第5項	iv	e	
第7条	第6項	ア		
第8条	第2項	iv	e	
第10条	第2項	iv	e	
第10条	第3項	×		
第10条	第4項	iv	e	
第16条	第2項	ア		

分野	12	通番	31
法律名	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条の2	第2項	vi		
第4条	第4項	×		
第4条の2	第3項	vi		
第4条の2	第4項	×		
第4条の2	第5項	vi		
第4条の2	第6項	vi		
第5条	第2項	vi		
第5条	第3項	×		
第5条	第5項	×		
第6条	第2項			準用規定
第8条		ア		
第12条の2		×		
第48条の2	第1項	iv	a	
第53条	第3項	×		
第54条		ア		
第58条	第4項	×		

分野	12	通番	32
法律名	牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第2項	vi	

分野	12	通番	33
法律名	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第2項	ア	
第8条	第2項	×	
第8条	第3項	×	
第8条	第4項	×	
第9条	第3項	×	
第10条	第3項		準用規定

分野	12	通番	34
法律名	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第28条	第2項	×	
第56条	第6項	ア	
第56条	第7項	×	

分野	12	通番	35
法律名	牧野法(昭和二十五年法律第百九十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	×	
第3条	第2項	×	
第3条	第4項	ア	
第3条	第5項	×	
第3条	第6項		準用規定
第4条	第1項	×	
第5条		×	
第6条	第3項	ア	
第7条	第2項	×	
第9条	第2項	×	
第12条	第2項		準用規定
第13条	第2項	×	
第14条		i	

分野	12	通番	36
法律名	家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	イ	
第4条		イ	
第4条の2	第1項	×	
第4条の2	第2項	ア	
第5条		ア	
第6条	第2項	ア	
第7条	第1項	イ	
第11条の3	第2項	ア	

分野	12	通番	37
法律名	家畜取引法(昭和三十一年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条		×	
第6条		×	
第7条	第1項	ア	
第7条	第2項	ア	
第18条	第1項	×	
第19条	第2項	×	
第21条	第1項	×	
第21条	第2項	×	
第22条	第2項	×	
第22条	第3項		準用規定
第23条		×	
第24条	第1項	×	
第24条	第2項	×	
第24条	第3項	×	
第25条		×	
第26条	第2項	×	
第27条の2	第2項	×	
第27条の2	第3項	×	
第27条の2	第4項	×	
第29条	第3項	ア	
第31条	第1項	ア	
第31条	第2項	ア	

分野	12	通番	38
法律名	獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第21条	第4項	×	
第21条	第5項	ア	

分野	12	通番	39
法律名	獣医療法(平成四年法律第四十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第3項	ア	
第11条	第2項	×	
第11条	第3項	×	
第11条	第4項	×	
第14条	第3項	×	